無配当定期保険（低払戻金型）普通保険約款目次

（平成29年１月改定）

この保険の主な内容

１　会社の責任開始期

第１条　会社の責任開始期

２　保険金の支払

第２条　保険金の支払
第３条　保険料の払込免除
第４条　保険料の払込を免除しない場合
第５条　保険金等の請求手続、支払の時期および場所

３　保険契約の取消、無効および解除

第６条　詐欺による取消
第７条　不法取得目的による無効
第８条　告知義務
第９条　告知義務違反による解除
第10条　保険契約を解除できない場合
第11条　重大事由による解除

４　保険料の払込

第12条　保険料の払込
第13条　保険料の払込方法〈経路〉
第14条　猶予期間および保険契約の失効
第15条　猶予期間中に保険事故が発生した場合
第16条　保険契約の復活
第17条　保険料の一括払込または前納

５　社員配当

第18条　社員配当金

６　保険契約の解約および払戻金の支払

第19条　解　約
第20条　払戻金

７　保険契約の内容の変更

第21条　払込方法の変更
第22条　保険期間および保険料払込期間の変更
第23条　低払戻金期間の変更
第24条　保険金額の減額
第25条　契約者の変更
第26条　保険金受取人の変更
第27条　遺言による保険金受取人の変更
第28条　契約者または受取人の代表者
第29条　契約者の住所の変更

８　契約者に対する貸付その他

第30条　契約者に対する貸付
第31条　貸付金の返済
第32条　年齢の計算
第33条　年齢および性別の誤りの処理
第34条　他の個人保険加入の取扱
第35条　被保険者の業務、転居および旅行
第36条　時　効
第37条　保険金の支払方法の選択
第38条　契約内容の登録
第39条　管轄裁判所
第40条　契約者および保険金受取人を団体とする場合の特則
第41条　保険金の受取人による保険契約の存続
第42条　年払契約・半年払契約の消滅時の取扱に関する特則

別表１　請求書類
別表２　対象となる不慮の事故
別表３　対象となる高度障害状態
別表４　対象となる身体障害の状態

無配当定期保険（低払戻金型）普通保険約款

（この保険の主な内容）

この保険は、被保険者が保険期間中に死亡されたときまたは所定の高度障害状態になられたときに保険金を支払います。また、契約日以後一定期間中の払戻金の水準を低く設定し、これを保険料に反映しています。

１　会社の責任開始期

（会社の責任開始期）

第１条　会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

（1）保険契約の申込を承諾した後に第１回保険料を受け取った場合

第１回保険料を受け取った時
(2) 会社の定めた充当金領収証をもって第１回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第１回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

2　前項の規定による会社の責任開始の日を、この保険契約の契約日とします。

3　会社が保険契約の申込を承諾した場合には、次の各号に定める事項を記載した保険証券を発行して、承諾の通知に代えます。
(1) 会社名
(2) 保険契約者（以下「契約者」といいます。）の氏名または名称
(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
(4) 保険金、給付金、年金等の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
(5) 主たる保険契約および付加する特約の種類
(6) 支払事由
(7) 保険期間
(8) 保険金、給付金、年金等の額およびその支払方法
(9) 保険料およびその払込方法
(10) 契約日
(11) 保険証券を作成した年月日

2　保険金の支払

（保険金の支払）

第２条　この保険契約の保険金の支払は次のとおりです。

名　称	支　払　事　由	支払額	受取人	保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき。	保険金額	死亡保険金受取人	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき。 (1) 責任開始（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。以下同じ。）の日から起算して２年以内の被保険者の自殺 (2) 契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が、責任開始期以後の原因によって、保険期間中に別表３に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	保険金額	被保険者（契約者があらかじめ高度障害保険金受取人を指定したときは、その者）	次のいずれかにより被保険者が高度障害状態（別表３）に該当したとき。 (1) 被保険者の故意または重大な過失 (2) 契約者の故意 (3) 高度障害保険金の受取人が別に定められているときは、その者の故意 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

2　被保険者が生死不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。

3　被保険者の死亡または高度障害状態（別表３）が保険金の受取人の故意によって生じた場合でも、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の保険金の受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を契約者に支払います。

4　被保険者の死亡または高度障害状態（別表３）が戦争その他の変乱によって生じた場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときは、会社は死亡保険金または高度障害保険金を全額または削減して支払います。

5　免責事由に該当したことによって、死亡保険金を支払わないときは、会社は、保険料が払い込まれた年月数によって会社の定める方法で計算した責任準備金を契約者に支払います。ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。

6　第５条（保険金等の請求手続、支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

7　保険期間満了の日に、高度障害状態（別表３）のうち回復の見込がないことが明らかでないために高度障害保険金が支

払われない場合でも、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間中に高度障害状態に該当したものとみなして、高度障害保険金を支払います。ただし、契約者または高度障害保険金受取人は、保険期間中に、回復の見込がないことを除いて高度障害状態に該当したことを会社に通知してください。

8　会社が、高度障害保険金を支払った場合は、保険契約は、被保険者が高度障害状態（別表３）になった時にさかのぼって消滅します。

9　被保険者が高度障害状態（別表３）になった場合でも、高度障害保険金の請求前に被保険者が死亡したときは、高度障害状態にならないで死亡したものとして取り扱います。

10　被保険者が、責任開始期前に発病していた疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態（別表３）に該当した場合でも、会社が、保険契約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その疾病は責任開始期以後に発病したものとして取り扱います。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

（保険料の払込免除）

第３条　会社は、被保険者が、責任開始期以後に発生した別表２に定める不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、別表４に定める身体障害の状態（以下「身体障害の状態」といいます。）に該当した場合には、将来に向かって次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態となったときは、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態に該当したときを含みます。

2　前項の規定によって保険料の払込が免除されたときは、以後、払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込があったものとして取り扱います。

3　本条の規定によって保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由発生時以後、第21条（払込方法の変更）および第24条（保険金額の減額）の保険契約の内容の変更に関する規定は適用しません。

（保険料の払込を免除しない場合）

第４条　会社は、被保険者が次の各号のいずれかによって前条の規定に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。

(1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失
(2) 被保険者の犯罪行為
(3) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
(4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
(6) 地震、噴火または津波
(7) 戦争その他の変乱

2　前項第６号または第７号の場合には、第２条第４項の規定を準用します。

（保険金等の請求手続、支払の時期および場所）

第５条　契約者または保険金の受取人は、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したことを知った場合には、すみやかに会社に通知してください。

2　支払事由が生じた保険金の受取人（保険料の払込免除については、契約者）は、遅滞なく別表１に定める必要書類を提出して、保険金の支払または保険料の払込免除を請求してください。

3　保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に本社で支払います。

4　保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
　保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　前２号に定める事項、第11条第１項第３号アからオまでに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

5　前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
60日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年　法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日
(3) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日
(4) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査
180日

６　前２項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。

７　第４項および第５項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

８　第３項から前項までの規定は、保険料の払込免除の請求について準用します。

３　保険契約の取消、無効および解除

（詐欺による取消）

第６条　契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結または復活したときは、会社は、その保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（不法取得目的による無効）

第７条　契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、その保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（告知義務）

第８条　保険契約の締結または復活の際、支払事由および保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、被保険者に関して会社所定の書面で質問した事項について、契約者または被保険者はその書面によって告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第９条　契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

２　会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。

３　前項により保険契約を解除した場合、会社は、保険金の支払または保険料の払込免除をしません。また、すでに保険金の支払を行なっていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

４　前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払または保険料の払込免除をします。

５　本条による保険契約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。

６　本条の規定によって保険契約を解除した場合に第20条の払戻金があるときは、会社は、その払戻金を契約者に支払います。

（保険契約を解除できない場合）

第10条　会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定によるこの保険契約の解除を行なうことができません。

(1) 会社が、保険契約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
(2) 会社のために保険契約締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、第８条の告知の際に、契約者または被保険者がその告知をすることを妨げたとき。
(3) 保険媒介者が、第８条の告知の際に、契約者または被保険者に対し、事実を告げないか、または事実でないことを告

げることを勧めたとき。
(4) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて１ヵ月を経過したとき。
(5) 責任開始の日から起算して２年以内に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき。
２　前項第２号および第３号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為によらなかったとしても契約者または被保険者が、第８条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

（重大事由による解除）

第11条　会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
(1) 契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が、この保険契約の保険金（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3) 契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
ア．暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
イ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
ウ．反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
エ．契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ．その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
(4) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約（契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
２　会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。
３　前項により保険契約を解除した場合、会社は、第１項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料払込免除事由による保険金（第１項第３号のみに該当した場合で、第１項第３号アからオまでに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除をしません。また、この場合に、すでに保険金の支払を行なっていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
４　本条による保険契約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
５　本条の規定によって保険契約を解除した場合に第20条の払戻金があるときは、会社は、その払戻金を契約者に支払います。
６　前項の規定にかかわらず、第１項第３号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第３項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払わない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の払戻金を契約者に支払います。

4　保険料の払込

（保険料の払込）

第12条　第２回以後の保険料は、払込期間中、被保険者が生存している間、第13条第１項に定める払込方法〈経路〉にしたがい、次の期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
(1) 払込方法〈回数〉が月払契約の場合（以下「月払契約」といいます。）
月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで。
(2) 払込方法〈回数〉が年払契約または半年払契約の場合（以下それぞれ「年払契約」または「半年払契約」といいます。）
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで。
２　前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を契約者（保険金を支払うときは、その保険金の受取人）に払い戻します。
３　第１項の保険料が払い込まれないまま、第１項の契約応当日以後末日までに保険金の支払事由が発生した場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。

４　第１項の保険料が払い込まれないまま、第１項の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が発生した場合には、契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
５　第４項の場合、未払込保険料の払込については、第15条第２項の規定を準用します。

（保険料の払込方法〈経路〉）

第13条　契約者は、次の各号のいずれかの保険料の払込方法〈経路〉を選択することができます。
（1）会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
（2）所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限ります。）
（3）会社の派遣した集金人に払い込む方法（契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。）
（4）金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法（年払契約または半年払契約に限ります。）
（5）会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
２　前項第３号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第14条第１項に規定する猶予期間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
３　月払契約について、第１項第３号の規定による場合において第14条第１項に規定する猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。

（猶予期間および保険契約の失効）

第14条　第２回以後の保険料払込については、次のとおり猶予期間があります。
（1）月払契約の場合
　払込期月の翌月初日から末日まで。
（2）年払契約または半年払契約の場合
　払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日まで）。
２　猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
３　保険契約が効力を失った場合には、契約者は、第20条の払戻金があるときは、これを請求することができます。

（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

第15条　猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合には、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。
２　猶予期間中に保険料の払込免除事由が発生した場合には、契約者はその猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

（保険契約の復活）

第16条　前２条または第30条（契約者に対する貸付）第４項の規定によって保険契約が効力を失ってから１年以内であれば、契約者は、別表１に定める必要書類を会社に提出して保険契約の復活を請求することができます。
２　会社が保険契約の復活を承諾したときは、ただちに延滞保険料に会社所定の利率で計算した利息を付けた金額（第30条第４項により効力を失った場合は貸付金の元利金または会社の定める方法により計算した金額を加えた金額とします。）を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
３　第１条（会社の責任開始期）の規定は、保険契約の復活の場合に準用します。ただし、第１条第２項の「契約日」は「復活日」と読み替えるものとし、また、第１条第３項の規定にかかわらず、保険証券は発行しません。

（保険料の一括払込または前納）

第17条　月払契約において、契約者は、会社の定める範囲内で当月分以後３ヵ月分から12ヵ月分までの保険料を一括払することができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
（1）会社所定の率で保険料を割引します。
（2）保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払の保険料中に翌月分（払込期月の初日から契約応当日の前日までに消滅または保険料の払込を要しなくなったときは、当月分）以後の保険料があるときは、その残額を契約者（保険金を支払うときは、その保険金の受取人）に払い戻します。
２　年払契約、半年払契約において、契約者は、会社の定める範囲内で、年払契約の場合は２年分以上、半年払契約の場合は１年分以上の将来の保険料を前納することができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
（1）会社所定の率で保険料を割引します。
（2）本項の保険料の前納金は、会社所定の利率で計算した利息を付けて積み立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
（3）保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、次期以後の保険料の前納分があるときは、保険料の前納金の残額を契約者（保険金を支払うときは、その保険金の受取人）に払い戻します。

５　社員配当

（社員配当金）

第18条　この保険契約については、社員配当金はありません。

6　保険契約の解約および払戻金の支払

（解　約）

第19条　契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約の解約を請求することができます。

２　前項の場合、会社は、第20条の払戻金がある場合はこれを契約者に支払います。

（払戻金）

第20条　払戻金は、保険料が払い込まれた年月数によって会社の定める方法で計算した金額とします。

２　前項の規定にかかわらず、契約者が保険契約の締結時に会社所定の範囲内で指定した低払戻金期間（以下「低払戻金期間」といいます。）中の払戻金の金額は、前項の規定により計算した金額の70％に相当する額とします。

３　低払戻金期間が満了した後であっても、その満了日の翌日を含む払込期月の保険料が払い込まれていないときは、前項の規定を適用して払戻金を計算します。

４　第５条（保険金等の請求手続、支払の時期および場所）の規定は本条の場合に準用します。

7　保険契約の内容の変更

（払込方法の変更）

第21条　契約者は、別表１に定める必要書類を会社に提出して、月払、年払または半年払の保険料の払込方法〈回数〉を相互に変更することができます。ただし、保険料が会社の定めた金額未満となる場合には、この取扱をしません。

２　契約者は、別表１に定める必要書類を会社に提出して、会社の取扱範囲内で、保険料の払込方法〈経路〉の変更をすることができます。

３　保険料の払込方法〈経路〉が第13条第１項第１号から第４号までの保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、契約者は、保険料の払込方法〈経路〉を他の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

（保険期間および保険料払込期間の変更）

第22条　この保険契約の保険期間および保険料払込期間の変更は取り扱いません。

（低払戻金期間の変更）

第23条　この保険契約の低払戻金期間の変更は取り扱いません。

（保険金額の減額）

第24条　契約者は、いつでも別表１に定める必要書類を会社に提出して、将来に向かって保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額が会社の定めた金額に満たないときは、本条の取扱をしません。

２　前項の場合、減額分については、保険契約を解約したものとして取り扱います。

（契約者の変更）

第25条　契約者は、保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

２　契約者が本条の契約者の変更を請求する場合には、別表１に定める必要書類を会社に提出してください。

（保険金受取人の変更）

第26条　契約者は、保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人を被保険者へ変更する場合は、被保険者の同意は不要とします。

２　契約者が前項の通知をするときは、別表１に定める書類を会社に提出してください。

３　第１項の通知が会社に到着した場合には、保険金受取人は当該通知が発信された時にさかのぼって変更されます。ただし、当該通知が会社に到着する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から重複してその保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

４　保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金受取人とします。

５　前項の規定により保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の保険金受取人を保険金受取人とします。

６　前２項により保険金受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

（遺言による保険金受取人の変更）

第27条　前条に定めるほか、契約者は、保険金の支払事由の発生前に限り、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。

２　前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。ただし、高度障害保険金受取人を

被保険者へ変更する場合は、被保険者の同意は不要とします。
3　前２項による保険金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4　契約者の相続人が前項の通知をするときは、別表１に定める書類を会社に提出してください。

（契約者または受取人の代表者）

第28条　この保険契約につき、契約者または保険金受取人が２人以上ある場合には、各代表者１人を定めてください。この場合、その代表者はそれぞれ他の契約者または保険金受取人を代理するものとします。
2　前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、会社が、契約者または保険金受取人の１人に対してした行為は、他の者に対しても効力を有します。
3　契約者が２人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

（契約者の住所の変更）

第29条　契約者が住所（通信先および集金先を含みます。以下本条において同じとします。）を変更したときは、ただちに会社に通知してください。
2　前項の通知がなく、契約者の住所を会社が確認できなかった場合には、会社が知った最終の住所あてに発した通知は、契約者に到着したものとみなします。

8　契約者に対する貸付その他

（契約者に対する貸付）

第30条　契約者は、第20条の払戻金額の70％（すでに本条の貸付金があるときには、その元利金を差し引いた残額）の範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金の額は会社の定める金額以上であることを要するものとし、また、保険期間満了の日までの期間が10年に満たないときは、本条の取扱を行ないません。
2　本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算します。
3　契約者が本条の貸付を受けるときは、別表１に定める必要書類を会社に提出してください。
4　本条の貸付金の元利金が、第20条の払戻金額をこえるに至った場合には、その保険契約は効力を失います。この場合には、会社は、契約者に払い戻すべき払戻金をもって貸付金の元利金の返済に充当します。

（貸付金の返済）

第31条　前条の貸付金があるときは、会社は、次の各号の場合には支払うべき金額または保険契約の内容の変更に際して充当すべき金額から貸付金の元利金を差し引きます。ただし、支払または充当する金額が貸付金の元利金に不足する場合には、その金額を貸付金の元利金の一部返済に充当します。
(1) 保険契約が消滅したとき。
(2) 保険金額を減額したとき。
(3) 年齢または性別の誤りの訂正により支払われる金額があるとき。

（年齢の計算）

第32条　被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、１年未満の端数は切り捨てます。
2　保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に契約応当日ごとに１歳を加えて計算します。

（年齢および性別の誤りの処理）

第33条　保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、次の各号のとおり取り扱います。
(1) 契約日における被保険者の実際の年齢が会社の契約する年齢の範囲内であった場合は、初めから実際の契約年齢で保険契約を締結していたものとみなして、会社の定める方法により計算した金額を授受し、保険料または保険金額を更正します。
(2) 契約日における被保険者の実際の年齢が会社の契約する年齢の範囲外であった場合は、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。ただし、年齢の誤りが発見された日の被保険者の実際の年齢が、会社の契約する年齢の範囲内であった場合には、その最低の契約年齢に達した日に保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料をその保険料に充当します。
2　保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、初めから契約日における実際の性別で保険契約を締結していたものとみなして、会社の定める方法により計算した金額を授受し、保険料を更正します。

（他の個人保険加入の取扱）

第34条　２年以上継続して被保険者であった者は、解約の日から１ヵ月以内であれば、会社の定める保険種類の範囲内で、他の個人保険契約に診査を受けずに加入することができます。この場合、新たに加入する個人保険契約の死亡保険金額は、この保険契約の死亡保険金額を限度とします。
2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の取扱はしません。
(1) 新たに加入する時の被保険者の年齢が会社の定める範囲外であるとき。
(2) この保険契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、保険金削減支払法による条件が付けられている場合で、削減期間経過後の保険契約は除きます。

（被保険者の業務、転居および旅行）

第35条　被保険者が保険契約継続中に、いかなる業務に従事しても、またいかなる場所に転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除または特別保険料の請求をしないで、保険契約上の責任を負います。

（時　効）

第36条　保険金、払戻金、その他この保険契約に基づく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、３年間請求がない場合には消滅します。

（保険金の支払方法の選択）

第37条　契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）は、保険金の一時支払にかえて、会社の定める期間の範囲内で、年金支払特約による支払またはすえ置支払を選択することができます。ただし、年金年額またはすえ置く保険金の額が会社の定める金額に満たないときは、本条の取扱をしません。

（契約内容の登録）

第38条　会社は、契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

（1）契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

（2）死亡保険金の金額

（3）契約日（復活が行なわれた場合は、最後の復活の日とします。以下、第２項において同じとします。）

（4）当会社名

２　前項の登録の期間は、契約日から５年以内とします。

３　協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

４　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

５　各生命保険会社等は、契約日（復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から５年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

６　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

７　協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

８　契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

９　第３項、第４項および第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

（管轄裁判所）

第39条　この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

２　この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

（契約者および保険金受取人を団体とする場合の特則）

第40条　官公署、会社、工場その他の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、別表１に定める請求に必要な書類に加えて、第１号または第２号のいずれかおよび第３号の書類も必要とします。ただし、これらの者が２人以上であるときは、そのうち１人からの提出で足りるものとします。

（1）被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書

（2）被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

（3）契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

２　この保険契約に付加されている特約の災害割増保険金または災害保険金の請求については、前項の規定を適用します。

（保険金の受取人による保険契約の存続）

第41条　責任準備金のある保険契約において、契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」

といいます。）が保険契約を解約する場合、当該解約は、その通知が会社に到着した時から１ヵ月を経過した日に効力を生じます。

２　前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のいずれかに該当する保険金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

（1）契約者の親族

（2）被保険者または被保険者の親族。ただし、契約者は除きます。

３　前項の通知をするときは、別表１に定める書類を会社に提出してください。

４　第１項の解約の通知が会社に到着した日以後、当該解約の効力が生じまたは第２項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第２項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

（年払契約・半年払契約の消滅時の取扱に関する特則）

第42条　平成22年４月１日以後に締結された年払契約または半年払契約において、保険契約が消滅し、かつ、その消滅日を含む保険料期間（払込期月中の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間をいいます。以下同じ。）に対応する保険料が払い込まれている場合には、会社の定める方法により計算した当該保険料期間の未経過期間に対応する保険料（保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分の保険料）に相当する金額を契約者（保険金、責任準備金または払戻金が支払われるときは、この約款の規定によりその支払を受けるべき者）に払い戻します。

２　前項の場合には、保険契約の消滅日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれたものとみなして取り扱います。

３　リビング・ニーズ特約の特約保険金が支払われることにより保険契約が消滅する場合には、第１項の規定中、「消滅日」とあるのを「特約保険金の請求日の６ヵ月後の応当日」と読み替えます。

別表１　請求書類

	項　　目	必　　要　　書　　類
1	死亡保険金の支払 （第２条）	（1）会社所定の請求書 （2）会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） （3）被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） （4）死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 （5）保険証券
2	高度障害保険金の支払 （第２条）	（1）会社所定の請求書 （2）会社所定の様式による医師の診断書 （3）被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） （4）高度障害保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 （5）保険証券
3	保険料の払込免除 （第３条）	（1）会社所定の請求書 （2）会社所定の様式による医師の診断書 （3）不慮の事故であることを証明する書類 （4）被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） （5）保険証券
4	保険契約の復活 （第16条）	（1）会社所定の申込書 （2）会社の定めた書式による告知書。ただし、会社が必要と認めたときは、会社の指定した医師の診断書
5	払戻金の支払 （第20条）	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑登録証明書 （3）保険証券
6	保険料払込方法の変更 （第21条）	（1）会社所定の請求書
7	保険金額の減額 （第24条）	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑登録証明書 （3）保険証券

8	契約者の変更 （第25条）	（1）会社所定の請求書 （2）旧契約者の印鑑登録証明書 旧契約者死亡の場合 ア．旧契約者の除籍抄本 イ．相続人の印鑑登録証明書 ウ．旧契約者の相続関係がわかる戸籍謄本 （3）保険証券 （4）被保険者の同意書
9	保険金受取人の変更 （第26条）	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑登録証明書 （3）保険証券 （4）被保険者の同意書
10	遺言による保険金受取人の変更 （第27条）	（1）会社所定の請求書 （2）遺言書 （3）遺言書が検認されたことを証する書類 （4）旧契約者の除籍抄本 （5）申出人の印鑑登録証明書 （6）申出人と旧契約者との相続関係を証する戸籍謄本 （7）保険証券 （8）被保険者の同意書
11	契約者に対する貸付 （第30条）	（1）会社所定の申込書 （2）契約者の印鑑登録証明書 （3）保険証券
12	保険金の受取人による保険契約の存続 （第41条）	（1）会社所定の請求書 （2）保険金の受取人が第41条第２項の金額を債権者等に支払ったことを証する書類 （3）保険金の受取人が契約者または被保険者の親族の場合は、契約者または被保険者との親族関係を証する書類 （4）保険金の受取人の印鑑登録証明書 （5）保険証券 （6）契約者の同意書
（注）会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、「急激」、「偶発」および「外来」の定義は表(1)によるものとします。ただし、表(2)の事故は対象となる不慮の事故から除外します。

表(1)　急激、偶発および外来の定義

	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいい、被保険者の故意にもとづくものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。

（備考）急激かつ偶発的な外来の事故に該当する例、該当しない例は次のとおりです。

該当する例	該当しない例
次のような事故は、表(1)の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水（できすい） ・窒息	次のような事故は、表(1)の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病におけるその原因 ・乗物酔いにおけるその原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表(2)　除外する事故

①　疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
②　疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
③　疾病による呼吸障害、嚥下（えんげ）障害、精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下（えんげ）による気道閉塞（へいそく）または窒息
④　気象条件による過度の高温による事故（日射病・熱射病などの原因となったものをいいます。）
⑤　次の症状の原因となった事故 ア．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など イ．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 ウ．細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌（しょくじ）性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表３　対象となる高度障害状態

1	両眼の視力を全く永久に失ったもの
2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4	両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5	両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6	１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7	１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

別表４　対象となる身体障害の状態

1	１眼の視力を全く永久に失ったもの
2	両耳の聴力を全く永久に失ったもの

3	脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
4	１上肢を手関節以上で失ったもの
5	１下肢を足関節以上で失ったもの
6	１肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの
7	１手の手指のうち第１指（母指）および第２指（示指）を含む４手指以上を失ったもの
8	両手とも、第１指（母指）および第２指（示指）を含んで３手指以上を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
9	10足指を失ったもの

備考（別表３、別表４）

１．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

２．眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

３．言語またはそしゃくの障害

(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

ア　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

イ　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

ウ　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

４．耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格に準拠したオージオメータで行ないます。

(2)「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ・ｂ・ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

５．上・下肢の障害

(1)「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

(2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

６．脊柱の障害

(1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動のうち、２種以上の運動が生理的範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

７．手指の障害

(1)「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込のない場合をいいます。

８．足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
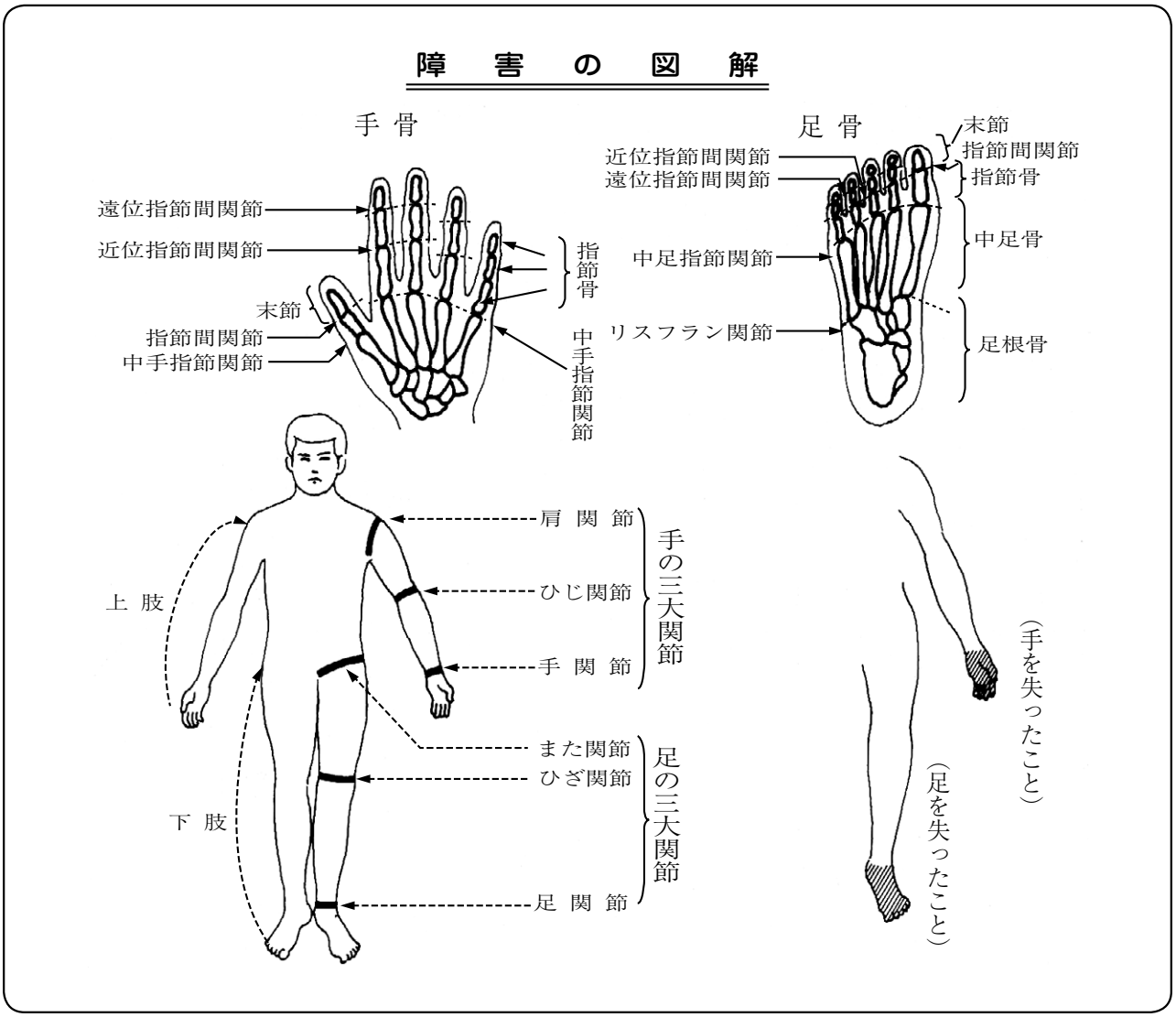
障害の図解（身体部位の名称）は、次のとおりとします。